

国の債権に係る情報の公表

農林水産省（食料安定供給特別会計 食糧管理勘定）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

（単位:百万円）

	令和3年度								令和4年度								令和5年度							
	管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額				
	前年度 以前発生未消 滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生 分	本年度発生分	前年度以前発生未消 滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生 分	本年度発生分	前年度以前発生未消 滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生 分	本年度発生分	前年度以前発生未消 滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生 分	本年度発生分								
うち 不納欠 損額																	うち 不納欠 損額	うち 不納欠 損額	うち 不納欠 損額	うち 不納欠 損額	うち 不納欠 損額			
合 計	355,420	28,648	326,772	319,115	18,516	0	300,599	—	447,848	36,288	411,560	406,533	26,747	—	379,786	—	430,898	41,326	389,571	397,777	32,171	—	365,606	—
備 考	食糧売払代債権 337,815			食糧売払代債権 306,126					食糧売払代債権 429,216			食糧売払代債権 391,833					食糧売払代債権 414,207			食糧売払代債権 384,629				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

（単位:百万円）

	令和3年度末現在額										令和4年度末現在額										令和5年度末現在額									
	一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分	
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額				履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額				履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額			
債権の種類																														
(款)食糧売払代																														
(項)食糧売払代																														
(目)食糧売払代債権	31,688	—	25,994	4,469	1,224	4,469	27,219	—	—	37,383	—	31,716	4,744	922	4,744	32,639	—	—	29,578	—	23,938	5,023	616	5,023	24,555	—	—	—	—	—
(款)輸入食糧納付金																														
(項)輸入食糧納付金																														
(目)輸入食糧納付金債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
(款)雑収入																														
(項)雑収入	4,617	44	134	2,672	1,761	2,716	1,895	—	5	3,931	33	23	2,679	1,190	2,712	1,213	—	5	3,540	25	—	2,712	797	2,737	797	—	—	—	—	5
(目)延滞金債権	0	—	—	0	—	0	—	—	—	0	—	0	—	0	—	0	—	—	0	—	—	—	—	0	—	0	—	—	—	—
(目)損害賠償金債権	4	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
(目)利息債権	2,695	44	—	2,650	—	2,695	—	—	0	2,727	33	—	2,679	14	2,712	14	—	0	2,752	25	—	2,712	14	2,737	14	—	—	—	—	0
(目)金銭引渡請求権債権	1,917	—	134	21	1,761	21	1,895	—	—	1,199	0	23	—	1,176	0	1,199	—	—	783	—	—	—	783	—	783	—	—	—	—	—
合 計	36,305	44	26,128	7,141	2,985	7,185	29,114	—	5	41,315	33	31,740	7,423	2,112	7,456	33,852	—	5	33,120	26	23,938	7,735	1,413	7,761	25,352	—	—	—	—	5

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(付表)

令和5年度

不納欠損額の内訳

農林水産省所管
食料安定供給特別会計 食糧管理勘定

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	該当なし		-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-			-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-			-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があつた場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-			-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-			-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-			-	-	-	

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

農林水産省所管
食料安定供給特別会計 食糧管理勘定

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	該当なし	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-		-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-		-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があつた場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-		-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-		-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-		-	-	-	-	

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

農林水産省所管
食料安定供給特別会計 食糧管理勘定

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	該当なし		-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-			-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-			-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があつた場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-			-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-			-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-			-	-	-	